

新型コロナで売上げが半減した全事業者が対象

# 持続化給付金

受付  
スタート

インターネットでの申請 民商が応援します

個人事業者や  
フリーランスに  
**100**万円  
(最大)

国の「持続化給付金」の受付が始まりました。民商では、「私も申請できる?」「給付額はいくら?」「申請には何を準備すればいいの?」「インターネットでの申請の仕方がよく分からない」…そんな悩みに応じて申請を応援しています。お気軽にご相談ください

#### 【給付対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響により、今年1月以降の売上げが前年同月比で50%以上減少しているフリーランスを含む個人事業者と中小企業(法人)

#### 【給付額の計算】

前年の総売上げ(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上げ×12カ月) →この計算方法で算出した金額に対して法人は最大200万円、個人事業者・フリーランスは最大100万円を支給

#### 【計算例】

例えば、昨年3月の売上高30万円、年間の売上高400万円の個人事業者で、今年3月の売上高が15万円に減少した場合

$400 \text{万円} - (15 \text{万円} \times 12 \text{カ月}) = 220 \text{万円}$  →上限の100万円を国が給付

#### 【申請の方法】

インターネットで持続化給付金のウェブページにアクセス。必要書類を添付して登録・申請

中小企業(法人)に  
**200**万円  
(最大)

申請の相談は  
**民商**へ

民商は給付金の継続を政府に要望しています

お問い合わせは下記まで

※新型コロナウイルスの感染拡大を予防するため、ご相談の際は、まず電話・メールでご連絡ください。